

# I H I 粉飾決算被害事件

～追加（第2次）提訴・第1回弁論期日・原告説明会開催のお知らせ～

2008（平成20）年11月7日

マスコミ関係者 各位

I H I 粉飾決算被害株主弁護団

代 表 弁 護 士	大 川 原	栄
副 代 表 弁 護 士	高 柳	孔 明
副 代 表 弁 護 士	近 藤	博 徳
事 務 局 長 弁 護 士	葛 田	勲
事 務 局 次 長 弁 護 士	加 藤	幸

（連絡先事務所）

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1丁目17番10号

エキニア池袋6階 城北法律事務所

電話03(3988)4866 FAX03(3986)9018

弁護士 大川原 栄(おおかわら・さかえ)

弁護士 加 藤 幸(かとう・さち)

## 1 訴訟の方向性（被告の答弁書＝金融庁命令に真っ向から対立）について

I H I 事件の概要等は次項記載のとおりですが、今回提出された被告 I H I からの答弁書は驚くべき内容となっております。

すなわち、「被告（I H I）は、当時の被告を取り巻く事情を考慮した上で、経営判断として、金融庁の課徴金納付命令を争わないことを決定したものであり、被告が課徴金納付命令を争わなかったからといって、被告が過年度決算における「虚偽の記載」の存在を自認したとはいえない。」（答弁書 p 7）としており、金融庁による課徴金納付命令について「争わなかった」が、裁判においては争うという態度を表明する内容となっております。

I H I のこのような姿勢は、証券取引等監視委員会及び金融庁による金融行政を実質上全面否定するのみならず、対行政（国家）と対個人（株主）とによってその対応を使い分けるものであり、断じて許容されるものではありません。

（答弁書の詳細等については、後記記者レクにて明らかにします。）

## 2 I H I 粉飾決算事件、及び第1次、第2次提訴の概要

既に報道されているとおり、株式会社 I H I（旧石川島播磨重工、代表取締役釜和明）は、平成19年9月28日、平成18年度（第190期）決算に関し半期報告書及び有価証券報告書において粉飾決算した旨を自ら公表した。そして、

本年6月19日、証券取引等監視委員会は、金融庁等に、同社に対する課徴金納付命令（約16億円）を発すべき旨の勧告をし、その後同社は同命令記載の事実を認め、金融庁の決定に従い、同課徴金を支払った。

本件に関連して、同社株価は平成19年9月28日の上記事実公表により一気に下落している。上記粉飾決算が公表される以前の平成19年1月19日には一般公募により約560億円の株発行（公募による増資）、及び、総額約84億円の株式の売出しが行われ、また、流通市場（一般株式取引）においても同社株式の取引が行われており、上記粉飾直後に行われた公募増資等に応じたり、市場において不正に歪められた株価で同社株式を取得したことにより多額の損失を被った一般投資家は少なくないと考えられる。

IHI自体は上記課徴金の支払により一定の法的措置を受けているとしても、同社の粉飾により損害を被った一般投資家の被害補填は実施されていない。粉飾決算に基づく投資家の被害はいわゆる自己責任論の範囲外であり、法はその被害補填を予定している。

そこで、金融商品取引法等に基づく損害賠償による被害者救済を図るべく弁護団を結成し、平成20年9月29日に第1次提訴（原告数60名、請求金額合計6179万1860円）を行い、今週11月4日（火）に第2次提訴（原告数90名、請求金額合計7876万9180円）を行った。

IHIは、本年8月、弁護団による損害賠償請求に対しそれを拒否する回答を行っているが、それは上記課徴金の支払と矛盾する対応であり極めて不誠実といわざるを得ない。加えて、上記のとおり、IHIはその答弁書において金融庁決定を全面的に否定する対応をしている。

弁護団は、本裁判を通じてIHIの民事責任を徹底して追及する所存である。

### 3 追加（第2次）提訴の内容等について

事件番号等：（第1次提訴）平成20年（ワ）第27292号損害賠償請求事件

（第2次提訴）平成20年（ワ）第31456号損害賠償請求事件

裁判所：（第1次提訴）東京地方裁判所民事第31部合議A係

（第2次提訴）同合議体にて併合審理される見込

※詳細は「第1次提訴・第2次提訴内容」参照（下記記者レク日時に記者レク会場にて配布します）。

### 4 第1回弁論期日について

日時：11月13日（木）午前10時00分～

場所：東京地方裁判所 第712号法廷

当該期日においては、訴状の陳述の他、弁護団意見陳述を行う予定。

5 原告説明会の開催について（取材可能）

本件に関する原告説明会を以下のとおり開催します。

日時：11月13日（木）午前10時30分～

場所：弁護士会館 1002号会議室

<議事予定>

- ・ 弁護団代表あいさつ
- ・ 弁護団員自己紹介
- ・ 訴訟内容の解説：違法論及び損害論
- ・ 質疑応答

6 記者レクの開催について

上記原告説明会に先立ち記者レクを行います。

日時：11月13日（木）午前10時30分～

場所：弁護士会館 1002号室

<記者レクの内容>

- ① 第2次提訴の概要
- ② 第1回口頭弁論期日における被告IHIの対応（答弁書等）について
- ③ 原告本人からの意見表明
- ④ 第2回ホットラインの結果及び本件被害の実態等について
- ⑤ 第3回ホットラインの実施要綱及び第3次提訴等について

7 「IHI粉飾決算被害株主第3回全国ホットライン」の開催について

<実施日時> 平成20年11月14日（金）午後1時～午後5時

平成20年11月15日（土）午後1時～午後5時

<実施場所> 上記の城北法律事務所内

<ホットライン電話番号> 03-5391-9603（代表）

8 弁護団の構成

弁護団は、ライブドア株主被害弁護団所属の弁護士等、証券被害に関心を有している弁護士によって構成されている。

（弁護団HP） <http://www.ihihigaibengodan.jp/>

9 今後の予定

ホットラインや弁護団事務局への問い合わせを受け、引き続き受任希望者との委任手続きを継続し、年内を目処に第3次提訴を行う。

以上

(別紙)

第1次提訴・第2次提訴内容

1 被告

株式会社 I H I

2 法的構成

(1) A類型 (流通市場損害＝一般市場での取得による損害)

＝金融商品取引法第21条の2に基づく損害賠償請求

(2) B類型 (発行市場損害＝新株発行取得等による損害)

＝金融商品取引法第18条に基づく損害賠償請求

3 原告・損害額

【第1次提訴】

1 原告

(1) 原告の人数：60名

(個人：59名、法人：1名)

(2) 年齢 (法人1名、不明者1名除く全、合計58名について)

・平均年齢：63.86歳

80歳代 2名

70歳代 15名

60歳代 25名

50歳代 11名

40歳代 2名

30歳代 3名

・最高齢：85歳

・最年少：31歳

(3) 原告の分布

関東地方や近畿地方の原告を中心に、北海道から九州地方にかけて、全国各地に分布している。

都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	1	滋賀	1

福島	1	和歌山	2
東京	13	兵庫	6
埼玉	4	岡山	1
千葉	4	鳥取	1
神奈川	8	愛媛	1
静岡	2	福岡	2
愛知	5	大分	1
大阪	3	熊本	2
奈良	2		
合 計		6 0	

(4) 被害を受けた類型 (合計60名)

- ・流通市場のみで被害を受けた原告 (A類型) : 55名
- ・発行市場のみで被害を受けた原告 (B類型) : 2名
- ・双方で被害を受けた原告 : 3名

(5) 損害額

ア 総損害額 : 6179万1860円

A類型による損害額合計 : 5719万0860円

B類型による損害額合計 : 460万1000円)

イ 原告一人あたりの平均損害額 : 約102万9864円

ウ 原告一人あたりの最大損害額 : 2159万4600円

(対象株式31万0000株)

【第2次提訴】

(1) 原告の人数 : 90名 (個人 : 88名、法人 : 2名)

(2) 年齢 (不明者1名、法人2名を除く合計87名について)

・平均年齢 : 約67歳

80歳代 3名            40歳代 5名

70歳代 38名        30歳代 3名

60歳代 32名        20歳代 1名

50歳代 5名

・最高齢 : 87歳

・最年少 : 29歳

(3) 原告の分布

関東地方や近畿地方の原告を中心に、北海道から九州地方にかけて、全国各地に分布している。

都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	2	三重	2
岩手	1	大阪	4
群馬	2	兵庫	7
茨城	3	京都	3
栃木	3	奈良	2
埼玉	3	岡山	1
東京	20	福岡	3
神奈川	10	熊本	2
千葉	3	鹿児島	1
静岡	10	香川	1
長野	2	愛媛	1
愛知	3	高知	1
合計		90	

(4) 被害を受けた類型 (合計90名)

- ・流通市場のみで被害を受けた原告 (A類型) : 85名
- ・発行市場のみで被害を受けた原告 (B類型) : 4名
- ・双方で被害を受けた原告 : 1名

(5) 損害額

ア 総損害額 : 7876万9180円

    A類型による損害額合計 : 7474万5180円

    B類型による損害額合計 : 402万4000円)

イ 原告一人あたりの平均損害額 : 約87万5213円

ウ 原告一人あたりの最大損害額 : 2110万6980円  
(対象株式30万3000株)

【第1次提訴+第2次提訴の累計】

(1) 原告の人数 : 150名 (個人 : 147名、法人 : 3名)

(2) 年齢 (不明者2名, 法人3名を除く合計145名について)

・平均年齢：約66歳

80歳代	5名	40歳代	7名
70歳代	53名	30歳代	6名
60歳代	57名	20歳代	1名
50歳代	16名		

・最高齢：87歳

・最年少：29歳

### (3) 原告の分布

関東地方や近畿地方の原告を中心に、北海道から九州地方にかけて、全国各地に分布している。

都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	3	兵庫	13
岩手	1	京都	3
福島	1	奈良	4
群馬	2	滋賀	1
茨城	3	和歌山	2
栃木	3	岡山	2
埼玉	7	鳥取	1
東京	33	福岡	5
神奈川	18	熊本	4
千葉	7	大分	1
静岡	12	鹿児島	1
長野	2	香川	1
愛知	8	愛媛	2
三重	2	高知	1
大阪	7		
合計		150	

### (4) 被害を受けた類型（合計150名）

- ・流通市場のみで被害を受けた原告（A類型）：139名
- ・発行市場のみで被害を受けた原告（B類型）：7名
- ・双方で被害を受けた原告：4名

### (5) 損害額

ア 総損害額：1億4056万1040円

A類型による損害額合計：1億3193万6040円

B類型による損害額合計：862万5000円

イ 原告一人あたりの平均損害額：約93万7073円

ウ 原告一人あたりの最大損害額：2159万4600円

(対象株式31万0000株)